

最高裁秘書第439号

令和3年2月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

司法行政文書の開示についての通知書

令和2年9月15日付け（同月17日受付、第020472号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

第166回国会衆議院法務委員会議録第7号抜粋（片面で4枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

司法行政文書開示請求書(6)

令和2年9月15日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示係 御中



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話: 06-6364-8525

FAX: 06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事選考委員会の決定により選考に加える具体的基準が書いてある文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

○河村(た)委員 それでは、きょうは皆さんのところに週刊朝日の「裁判官の裏口仕官、天下りを告発!」との記事につきまして、「一番最後のところに私のコメントがちょっと出ております、「司

法試験に九度落ちたことを公言して河村たかし衆院議員は、こう話す。」ということで私は仕事をしながらですから、別に弁解するつもりはありませんが、私は商学部の出身でございまして、夜学でございまして、仕事をしながら、家族もおつた。これは経歴詐称ではありませんが、採用四回受かっております。いろいろの環境もありますが、このことについて質問したいと思います。

まず、裁判官というのは、裁判を受ける権利と

いうのが憲法にありますね、これはだれに聞こつかな、やはり最高裁ですか、ですから、当然公正な手続で選ばれた人でないといかぬですよ。

○大谷最高裁判所長官代理者 委員のおっしゃる

とおりであると思います。

○河村(た)委員 二十年ほど前にここでも質問があ

実はあるんですね、社会党の方ですけれども、

端的に言いますと、後で一つずつ聞いていきま

すけれども、結論を先に言つた方がわかりやすいので、要は、簡易裁判所の裁判官になる方が、ある特定の、いわゆる偉い様です、書記官の上の人

はありますよ、社会党の方ですけれども、

二十一年ほど前にここでも質問があ

実はあるんですね、社会党の方ですけれども、

二十一年ほど前にここでも質問があ

じやないですよ、委員長。

ですから、まず一つ、簡裁の裁判官はどうやって選任されるのか、一般的に。

○大谷最高裁判所長官代理者 それでは、少し一

般的にまず御説明したいと思います。

裁判所法四十五条规定する簡裁事の選考採用手続ということです。この選考は、

最高裁判所に設置された簡易裁判所判事選考委員会によつて行われることとなつております。

第一次選考として論文式の筆記試験、第二次選考として口述の方法による法律試験と一般試験。

この結果を総合して選考の適否を判定することと

されております。

その対象となる者が二種類ございまして、一つは、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推

薦委員会から推薦を受けた者であり、これらの者

は今申し上げました第一次選考から受験すること

となつております。そのほかに、簡易裁判所判事

選考規則五条二項によりまして、簡易裁判所判事

選考委員会は、推薦委員会から推薦を受けた者以外の候補者を選考することができるということと

されておりまして、これに基づきまして、選考委員会の決定により選考に加えられることとなつた者は第二次選考から受験する、こういうことに

なつております。

裁判所職員の中には、長年経験を積んで、そ

の法律知識、実務能力がその執務を通じて実証され

ており、人物、識見においても簡裁事としてふ

さわしい人材がいるところでございまして、そう

いった者につきましては、口頭による法律試験を

もつて簡裁事として必要とされる基本的な法律

知識を確認するとともに、一般試験を行つて、最

終的に簡裁事としての適格性を審査して選考す

るという制度になつてゐるわけです。このこと

は、外部の学識経験者にも加わつていただきた簡

裁判事選考委員会でも従来から認められていると

ころでござります。

○大谷最高裁判所長官代理者 平成十八年度で申

O河村(た)委員 これは十八年度ですが、それで二次のものは100%合格されておりますが、過去五年ぐらいさかのぼつてどうですか。

O大谷最高裁判所長官代理者 平成十五年から十六年、十七年、三年ということで今手元に資料が

ございますが、これらの年度についても合格率は100%でござります。

O河村(た)委員 ちよつと聞いておいてちょうどいいよ。100%免受かる試験というのはどういうことですか。

では、今言つた口頭試験だけいい人、筆記試験を免受される人はどういう人なんですか。どういう基準があるんですか。どういうルールがあるんですか。

では、今申し上げました第一次選考から受験すること

となつております。そのほかに、簡易裁判所判事

選考規則五条二項によりまして、簡易裁判所判事

選考委員会は、推薦委員会から推薦を受けた者以外の候補者を選考することができるということと

されておりまして、これに基づきまして、選考委員会の決定により選考に加えられることとなつた者は第二次選考から受験する、こういうことに

なつております。

裁判所職員の中には、長年経験を積んで、そ

の法律知識、実務能力がその執務を通じて実証され

ており、人物、識見においても簡裁事としてふ

さわしい人材がいるところでございまして、そう

いった者につきましては、口頭による法律試験を

もつて簡裁事として必要とされる基本的な法律

知識を確認するとともに、一般試験を行つて、最

終的に簡裁事としての適格性を審査して選考す

るという制度になつてゐるわけです。このこと

は、外部の学識経験者にも加わつていただきた簡

裁判事選考委員会でも従来から認められていると

ころでござります。

○大谷最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の判事

選考委員会が相当と認める者として第二次選考か

らの受験を認めるか否かというは、これは、長

年の執務を通じて実証された法律知識、実務能

力、人格、人物の識見等を総合的に勘案して判断

するということです。

○河村(た)委員 現実を言いなさいよ、現実を

院さんと聞きますけれども、一般職の国家公務員の採用において、相当と認める人間の筆記試験を免除する、そういうものはありますか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

簡易裁判所の判事さんの選考方法につきましては、最高裁判所において定められているところでございまして、人事院としてその内容を正確に承知しておりますので、人事院が人事院規則に基づいて行つております国家公務員の採用試験と比較するということが適當かどうかについては、私どもとしてはやや判断しかねるところもございません。

では、今申し上げました第一次選考から受験すること

となつております。そのほかに、簡易裁判所判事

選考規則五条二項によりまして、簡易裁判所判事

選考委員会は、推薦委員会から推薦を受けた者以外の候補者を選考することができるということと

されておりまして、これに基づきまして、選考委員会の決定により選考に加えられることとなつた者は第二次選考から受験する、こういうことに

なつております。

裁判所職員の中には、長年経験を積んで、そ

の法律知識、実務能力がその執務を通じて実証され

ており、人物、識見においても簡裁事としてふ

さわしい人材がいるところでございまして、そう

いった者につきましては、口頭による法律試験を

もつて簡裁事として必要とされる基本的な法律

知識を確認するとともに、一般試験を行つて、最

終的に簡裁事としての適格性を審査して選考す

るという制度になつてゐるわけです。このこと

は、外部の学識経験者にも加わつていただきた簡

裁判事選考委員会でも従来から認められていると

ころでござります。

○大谷最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の判事

選考委員会が相当と認める者として第二次選考か

らの受験を認めるか否かというは、これは、長

年の執務を通じて実証された法律知識、実務能

力、人格、人物の識見等を総合的に勘案して判断

するということです。

○河村(た)委員 現実を言いなさいよ、現実を

それは、最高裁判所事務局長ですか。

それでは、これは最高裁判所がどうか知りませんが、認める者が第二次選考を受験することができると

れども、本当に勤めて上の方に行かなかつた

人たち、こういう人たちはこれに入っていますか。

○大谷最高裁判所長官代理者 最近の例で申しますと、最高裁の首席書記官あるいは高等裁判所の首席書記官、高等裁判所の事務局次長などでござります。最高裁の勤務の者だけに限られるわけではありません。

○河村(た)委員 最高裁に限られるわけではないけれども、要するに位の高い人がみんな筆記試験を免除されるんじやないですか。少なくとも十分条件かどうか知らけれども、その中が全部とは言えないけれども、筆記試験を免除された人は、いわゆる位の高い偉い様が免除されておるんじゃないの。

○大谷最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたけれども、偉いかどうかということを決めているのではないということでございます。繰り返しますけれども、長年の勤務を通して実証された法律知識、実務能力、人格、識見等が高いと認められ、簡裁判事にふさわしい、そういう資質があるかどうかというところが實質的な判断基準だということでございます。

○河村(た)委員 そんなことより、実際の話はどうなっているのよ。実際に受けた人たち、筆記免除で受けた人たちには、実際、それでは、何の免�除もないかどうか知りませんけれども、全部の職位を知つておるわけじゃないですけれども、勤め上げて、そういう首席とか次席でなかつた人、こういう人が何人かでもいわゆる筆記免除組に入つたことがあるんですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 過去のすべての例について今詳細に承認しているわけではございませんけれども、幹部職員が多いということは事実でございます。

○河村(た)委員 多いんじゃない、すべてじゃないの。

○大谷最高裁判所長官代理者 申しわけございません。今、手元で全員の受験合格時の地位等については把握しておりませんけれども、先ほど言いました。

ましたように、最近の例でいいますと、先ほど申したことは間違いないでございません。

○河村(た)委員 識見とか、そういう人は、人間の位によって変わるものですか。それと、書記官といふのは、十年か二十年勤めますと、本当の現場でやらぬ、ただ事務だけ出てきて偉い様の顔をしておる人間、そういうふうに分かれると聞いておるんです。現場の本当の裁判に当たつて、交通違反の過失割合がどれだけだとか、そういう現場で苦労しておる人たちは識見が低いんですね。たの言ひ方によると、資質に問題があるんですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたけれども、この制度は、まず第一に、法律的な素養等があるかどうかについて筆記試験を行つて選抜していくというルート、それが基本的にござります。そして、それ以外に、長年の経験、執務を通じてその法律知識、実務能力が既に実証されていて、人物、識見においても簡裁判事としてふさわしい、こういうよう前に先ほど申し上げました有識者等も入つた委員会で認められた方について、先ほど申し上げたような人数について別途任命している、こういうことでございます。

○河村(た)委員 全く承服できぬ。少なくとも人事院にはないんですよ、こんなことは、だから、あなたのことところで今把握しておらぬと言つておつたから、改めて、過去十年にわたつてこの筆記試験を免除した人の職制、これを全部出してくださいます。委員会に報告してくださいよ。これは、

裁判官が公正に任命されておるかどうか、どうも重要なことです。委員長。

○七条委員長 大谷人事局長に申し上げますけれども、今資料提出がありました。お尋ねにはお答えすることは適当ではないと思いまして、御了解いたしました。

○河村(た)委員 ちよつと、何と言つたかよくわからぬのですけれども、今、何ですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 今、最後の方で委員から昇官云々というお話をあつたかと思ひますので、その点については前提が異なつておりますので、そういう点についてお答えすることについては適当でない、こういうふうに申し上げたということをござります。

○河村(た)委員 とにかく、口頭試験で問題を教

話をがあるんだけれども、これはとんでもないぞ。八百長ですよ、こんなことをやつたら、憲法違反ですよ。国民の裁判を受ける権利の侵害ですよ。

○河村(た)委員 認識しております。何ですか、それは。ないんですか。ないならないと断言してくださいよ。

これは、もしあつたら、長官はやめますか。最高裁判長官。

○大谷最高裁判所長官代理者 私が御説明すると、いうことですので、そういうふうに、ないと認識しておりますというふうに申し上げる以外にはないと思います。

今お話をありましたそれ以外の御質問につきましては、これと異なる前提に立つて責任を云々するお尋ねにはお答えすることは適当ではないと思ひます。

○河村(た)委員 ちよつと、何と言つたかよくわからぬのですけれども、今、何ですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 今、最後の方で委員から昇官云々というお話をあつたかと思ひますので、その点については前提が異なつておりますので、そういう点についてお答えすることについては適当でない、こういうふうに申し上げたということをござります。

○河村(た)委員 ちよつと、何と言つたかよくわからぬのですけれども、今、何ですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 じゃないですか。私は当然聞いておりますよ。それから、本にも書いてあるじゃないですか。だから、あなたちゃんと調べて報告してください。

○河村(た)委員 それは言つてくださいよ。やる、やらない

調査していただきたい、受かった人に。これは本当に重要ですよ。裁判官制度をやるんでしょう。そういうときに当たつた裁判官が、一部の上の偉い様だけ、最後の方は実務をやっておらぬ人間が、何か筆記試験は免除されて、口頭試験も問題を教えておつたといつたら、これはとんでもないですよ。国民の裁判を受ける権利の重大な侵害だ。

もう一回、それもちゃんと調査して、ヒアリングして、ここにきらつと報告してくださいよ。○大谷最高裁判所長官代理者 具体的に委員が御指摘の点は、その週刊誌にそういう問題が書かれたということを前提としてよろしいですか。(河村(た)委員)いや、私はヒアリングしております」

これは、もしあつたら、長官はやめますか。最高裁判長官。

○大谷最高裁判所長官代理者 私が御説明すると、あつたということについての点を全く承知しておりません。我々としては厳正に試験を行つてきました、こういうことでござります。

週刊誌等に書かれたことにつきまして、これは匿名の記事でありますし、私どもとしてはその真偽を確かめるすべはないということで御了解いたしました。

○河村(た)委員 そんなもの、調べればわかるじゃないですか。私は当然聞いておりますよ。それから、本にも書いてあるじゃないですか。だから、あなたちゃんと調べて報告してください。

○河村(た)委員 それは言つてくださいよ。やる、やらない

手短に。

○大谷最高裁判所長官代理者 一点、今、本のこ

とがございましたけれども、これも、この本を書かれた方の試験の模様に関する記述からします

と、二十年以上前の話でございまして、明らかに

二十年以上前のことについて書かれているわけで

ござります。

